

伊勢市生ごみ減量化対策助成金交付要綱

平成17年11月1日

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化の対策として、生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等の購入に要する経費の一部を助成し、生ごみの減量とリサイクルを図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この要綱により交付する助成金は、生ごみ処理機等購入費助成金(以下「助成金」という。)という。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、市内に居住する世帯又は市内に事務所等を有する事業所で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 生ごみ処理機等を購入し、かつ、所有していること。
- (2) 生ごみ処理機等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、生ごみ処理機等の購入代金の2分の1の額とし、3万円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(申請の方法)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書(別記様式)により申請する。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者は、助成金を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市ごみ減量化容器設置補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)、ごみ減量化対策助成金交付要綱(平成9年二見町要綱第2号)、小俣町生ごみ減量化対策助成金交付要綱(平成10年小俣町告示第24号)又は生ごみ減量化対策助成金交付要綱(平成5年御園村要綱第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年6月15日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の伊勢市生ごみ減量化対策助成金交付要綱に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

住所

申請者 氏名

印

電話

生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書

伊勢市生ごみ減量化対策助成金交付要綱の規定を遵守し、助成金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額	円		
購入価格(税込み)	円	購入基数	基
購入年月日	年 月 日		
設置場所	自宅・その他(伊勢市)		

販売証明【メーカー名： 品番： 処理方式：電気式・コンポスト・その他】

上記のとおり生ごみ処理機等を販売したことを証明します。 年 月 日

販売店 印

振込先

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
銀行		普通		フリガナ

信用金庫 農協 信漁連		当座		
-------------------	--	----	--	--

注1 交付申請額は、複数基の申請にあつては、それぞれの生ごみ処理機等につき算定した額の合算額を記入すること。

- 2 購入価格は、複数基の申請にあつては、それぞれの価格を記入すること。
- 3 領収書添付の場合は、販売証明は不要
- 4 申請者と口座名義人が異なる場合は、下記により委任すること。

記

上記口座名義人を代理人として、補助金の受領を委任します。

委任者 住所

(申請者) 氏名

印

受任者 住所

(口座名義人) 氏名

印